

納税準備預金「タックス」

販売対象	法人、個人	
期 間	期間の定めはありません	
預入	預入方法	随時預入
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます	
利息	適用金利	変動金利 ※毎日の店頭表示の利率を適用します
	利払方法	年2回（3月・9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人の利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人は20%の税金（国税15%、地方税5%）がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 法人は総合課税となります（ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合は、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下の際は所得税はかかりません） 	
手数料	_____	
付加できる 特約事項	_____	
中途解約時の 取扱い	_____	
金利情報の 入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください	
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口（9時～17時、TEL：0120-775-501）までお申し出下さい。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（TEL：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（TEL：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（TEL：03-3581-2249） 静岡県弁護士会（TEL：055-931-1848）</p> <p>等の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、TEL：03-3517-5825）までお申し出下さい。</p>	
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> 租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算します 現金自動預け払い機（ATM）での入金ができます 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） 	